

地方議会議員の新たな年金制度についての要請

地方議会議員年金制度は、昨年平成 23 年 6 月 1 日に廃止されたが、廃止法案審議における衆参両院総務委員会の附帯決議において、制度廃止後概ね一年程度を目途として、地方議会議員の新たな年金制度について検討を行うこととされたところである。

この附帯決議を踏まえ、総務省は、年金財政の悪化が原因という制度廃止の経緯からすると、地方議会議員のみを対象とする新たな制度の創設は現実的でないとし、既存の被用者年金への加入を検討する必要があるとしている。

地方議会議員は、住民の直接選挙によって選ばれたいわゆる「公選職」であるという職務の特殊性はあるが、このことは知事や市町村長も同様であり、職務を遂行して月額報酬を得る有給職であるということからすれば、知事、市町村長や民間雇用者と同様の年金制度とすべきである。

よって、政府、国会においては、国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、被用者年金に加入して基礎年金に上乘せの報酬比例部分のある年金制度とするなど地方議会議員の新たな年金制度を早急に実現されたい。

平成 24 年 5 月 30 日

都道府県議会議員共済会